

第四十六回国会 衆議院 農林水産委員会漁業災害補償法案審査小委員会議録 第一号

本小委員会は昭和三十九年四月二十四日(金曜日)委員会において設置することにした。

四月三十日
本小委員会は委員長の指名で次の通り選任された。

- 池田 清志君 飯谷 忠男君
谷垣 專一君 長谷川四郎君
藤田 義光君 細田 吉藏君
松田 鐵藏君 赤路 友藏君
角屋堅次郎君 芳賀 貢君
湯山 勇君 中村 時雄君

四月三十日
長谷川四郎君が委員長の指名で小委員長に選任された。

- 昭和三十九年五月二十二日(金曜日)
午後三時三十六分開議
出席小委員長 長谷川四郎君
出席小委員 池田 清志君 飯谷 忠男君
谷垣 專一君 赤路 友藏君
角屋堅次郎君 芳賀 貢君
湯山 勇君 玉置 一徳君

- 出席國務大臣 農林大臣 赤城 宗徳君
出席政府委員 農林政務次官 丹羽 兵助君
水産庁長官 庄野五一郎君
小委員外の出席者 議員 角屋堅次郎君
農林水産委員長 高見 三郎君
専門員 松任谷健太郎君

五月二十二日
小委員中村時雄君同月八日委員辭任

につき、その補欠として玉置一徳君が委員長の指名で小委員に選任された。

本日の会議に付した案件
漁業災害補償法案(内閣提出第一二二二号)

漁業災害補償法案(角屋堅次郎君外十一名提出、衆法第三五号)

○長谷川小委員長 これより農林水産委員会漁業災害補償法案審査小委員会を開会いたします。

内閣提出、漁業災害補償法案及び角屋堅次郎君外十一名提出、漁業災害補償法案を一括して議題とし、質疑に入ります。

質疑の通告があります。順次これを許します。角屋堅次郎君。

○角屋小委員 きょうはたいへん重要な法案の審議でございますが、大臣の時間の都合がありますので、約三十分というところでありますので、重点的にお尋ねをいたしたいと思います。

大臣も御承知のとおり、漁業災害補償法案につきましては、政府からも法案が出ておりますし、同時に社会党からも独自の法案を出してあるわけでありまして、衆参両院の全会議並びに衆議院の農林水産委員会の代表質問の経過を経て小委員会が設置をされ、さらに小委員会におきましては小委員長以下の下承を得て、政府原案と社会党案とを対比しながら、政府原案をより充実をさせるという方向で、私と漁業関係のベテランであります飯谷さんを窓口として、過去ずっと話し合いを進めてまいりました。さらに長谷川小委員長も話し合いに加わりまして、正式に八回、さらに非公式を加えまして、優にこの二十日近くの間、ほとんど連日のように話を進めてまいりました。お互いに漁村を思う気持ちから、法案の充実のために、政府原案の修正に努力をして今日進んでおるわけでございます。私どものほうから、社会党案の中で特に政府原案をぜひ前進をさせてもらいたいという希望から、十八項目にわたる修正を出したわけでありまして、それをもとにしたがら今日まで相談をしております。十八項目あります。真に漁業災害補償制度の名に値するよう、国の保険事業というものを災害補償制度の三本の柱の中の一つに据える、これが重要な最重点のポイントであります。これが政府原案では本法の中で踏み切る段階にいかなくつた。したがってわれわれの主張からすれば、社会党案のように一条、二条、さらにそれに基づく特別の章を設けて、国の保険事業というものを加える。これが基本的な主張でありますけれども、少なくとも附則二条で、政府原案にありまして「検討」の焦点というものは、国の保険事業というものを最重点の焦点にして、そしてこれはすみやかに実施の方向で検討を前向きに進めていくのだ。私もきょう午前中参考人を招致した中で、漁業共済制度研究会のメンバーでありました園さん等

の御意見によりまして、いまの資料でもって国の保険制度に踏み切ることはできるのだというふうに述べておりました。私も、要は政府が国の保険事業に踏み切ること、その腹がまえが基本の問題だということに承知しております。かりに政府の案の考え方、共済団体の共済、再共済事業ですべり出すにいたしても、やはりことしの十月から本格実施、さらにそれから来年の実施状況というものをしながら、少なくとも昭和四十二年からは国の保険事業というものを加えた抜本改正の中で、本制度が本格的に漁業災害補償制度の名に値する制度として実現をされていく、こういうことを強く希望しているわけでありまして、従来の相談の経緯からかんがみても、お互いにそういう方向でいくべきだというふうな意見をまとめていくべきであります。この際農林大臣として、特に漁業災害補償法案の重要な柱になるべき国の保険事業というものについて、両三年を待たずとも、体制ができれば実施に移すというかまえて、今後積極的に進める御決意だと思いたす、その点まず冒頭にお伺いいたしたいと思っております。

○赤城國務大臣 御意見のとおり、私も政府の保険事業をしていくという方向を前向きに強く考えておるわけでございます。でありますので、漁業災害補償法という名前等も、そういう前提で国が保険事業を行なうということと考えますればこそ、内容に少し値しなくても、名前は強く打ち出してお

るのを見ても御了承願えると思いたす。三年とか何年を待たずしてやたらどうか。もちろん私も組織の整備状況とか、加入の状況等を見まして、いまのデーターでもできると思いたす。できないことはないと思いたす。が、しかし組織の整備とか状況とかを考えた上で、一年でも早く政府がその措置をとって、これが実現するよう、この名前に値するようなどころへ持っていきたい、こういうぐあいに考えております。

○角屋小委員 大臣の答弁は、御見解としてはまことに明瞭でありまして、今日までの資料をもつてしてもやろうと思えば可能である。しかし共済団体の組織加入、いろいろな点から慎重なかまえてすべり出すということにいたしました。体制さえできれば両三年を待たずともやっていたいというお気持ちであります。そういう方向については、最小限そういう気持ちで、ぜひ前向きにこの問題については対処してもらいたいということを強く希望しておきたいと思いたす。

第二点は、農林水産委員会における質問の中でも触れた点でありますけれども、両三年なら両三年、国の保険事業が実施されるまでの間に期間がある。その場合に通常の災害状態であれば、共済団体内の運営、あるいは漁業共済金の調整機能というもので、カバーできていくだろうということが判断されるわけでありまして、しかし伊勢湾台風であるとか、あるいは昭和二十八年災害であるとか、チリ

津波であるとか、そういうかつての異常災害事態が、国の保険事業を実施するまでの間に起こつてくるということがある場合があります。政府の本法内で考えておられる内容では、支障がくるということが十分予想されるわけでありまして、これは政治の責任として、当然そういう場合においては必要な財政措置等についても積極的に講ずるというお気持ちには私は変わりないと思うのでありますが、これらの点はやはり今後の運営の中で、災害の態様によつてそういうものが生じた場合にどうするかということとは、一つの立法の審議として重要問題でありますので、この点について農林大臣のお考えを承つておきたい。つまり国の保険事業を実施するまでの間におきまして、本法の施行で十分消化し切れないという共済団体の運営なり、漁業共済金の資金量というものに支障がくるような事態の場合、財政措置等の所要の措置は、積極的に講ずるのだというお考えであらうと思いますが、この点についての御見解を承つておきたいと思ひます。

の過渡的にやる形が出てまいることが予想されるわけでありまして、きよに、任意共済の問題については、きよに午前中の意見の中でも、片柳全漁連の会長なり、安藤北海道漁連の会長なりの意見からいたしまして、やはり災害補償法の本制度の中にこれを入れて、そして総合的な運営をやるべきだという意見を述べておりますし、私もどもなるべく早い機会に任意共済の問題については、新団体がこれを受け継いで、そして総合的に運営すべきであります。この二点の問題についてお伺いしておきたいと思ひます。

○赤城国務大臣 いまお話のように、国が保険事業を行なうまでの間、大災害がないとは限りません。そういう場合にどうするか。通常の場合には、御承知のように団体に運営したり、漁業共済金の設置でこれをまかなつていくということとは、ただいまの御意見のとおりです。大きい場合はどうするか。そういう大災害の場合につきましては、いまもちよつとお触れになりましたが、いろいろの災害対策がありますが、そういうもののとの関連において、具体的に措置をとつていきたいと思ひます。

○赤城国務大臣 試験実施中は、国の債務負担行為によりまして、共済的に支払い資金の補助をしてきたのであります。これが新団体に引き継ぐ場合に、赤字が出たらどういふに措置するか。いまはつきり新団体に引き継がせないのだから、これは四十年中に決算が出るわけでございます。決算の額、あるいはそのときの情勢等、いろいろ勘案いたしまして、適当な措置をとつていくべきだ、こう考えておりますが、その時期まで少し検討させていただきます。ただきたいと思ひます。

○角屋小委員 第三点の問題は、この前の私の質問のときにも触れた点であります。十月から漁業災害補償法が本格実施という段階になります。場合に、従来の経過の中で措置をしなければならぬ問題の一つは、試験実施中の赤字についてどう処理するか。新団体がこの赤字を背負っていくということとは、あくまで避けなければなりませんけれども、別個の問題としてこれは処理をしなければならぬという見解を持つておられるわけでありまして、同時に四月以降九月の間において、全水共が実施する問題について、赤字が出た場合にどうするかという問題も、今後の問題として一つあるわけでありまして、重要な問題は、試験実施中の一億五、六千万あるいはそれ以下であるかは別として、出てくる赤字の問題については、これは水産庁には若干の意見もあるようでありまして、やはり基本的には政府の責任において新団体がそういうものを背負うということになしに、別個の問題としてこれは処理をするというお考えで臨むべきだと思ひますが、この点についての御見解を承りたいと思ひます。また同時に、新制度に切りかえた場合に、従来全水共がやつてまいりました漁獲なりあるいは養殖なり漁具なりというものは、新団体に受け継がれる。あと全水共としては、任意共済事業というも

ますので、設計と実際の実施面との若干のズレとか、いろいろなことを理由に、赤字の一部を団体側も受け持つてはどうかという意見も、水産庁の一部にあるようでありまして、この際赤字の問題については、国が責任を持つという姿勢でもつて、ぜひこの問題には臨んでいただきたい、こういう希望を強く申し上げておきたいと思ひます。十八項目でいろいろ話をしております。十八項目の中には、私どもとしてぜひ政府案の中に充実させる意味で十分織り込んでもらいたいという、強い要請のものが、重点的にも幾つかあるわけでありまして、その中で漁獲共済における共済限度額という問題について、これは安定漁業の場合の特約というものは、私どもの党の主張しておりますように、九五%というところまでぜひ押し上げてもらいたいという強い要請を持つておたわけでありまして、魚価修正の問題、あるいは共済の限度額率の問題、こういう問題については、さらに今後とも十分国の保険事業を実施するまでの間において検討して、前向きにこれらの問題について善処したいというのが水産庁等の御意向のようでありまして、この際漁獲共済の柱になる共済限度額という問題については、さらに政府案よりも前進すべきではないか、こういうふうな考えをおられるわけでありまして、これらの点について農林大臣としての御見解をひとつ承つておきたいと思ひます。

○赤城国務大臣 先に水産庁長官から、

○角屋小委員 御指摘の共済限度額の問題でございますが、政府原案は共済限度額の負担の算定につきまして

は、魚獲共済につきましては過去三年の売り上げの価格を基準にいたしまして、限度額を九〇%の範囲で定めるといふことになっております。これにつきましては、これまでお答えいたしましたように、再生産に必要なコスト部分を保険するというところで、九〇%というのが現在私たちが持つております資料をいたしまして出てくるわけでございます。これを越すことに相なりません。利潤部分も共済に付するといふようなことで、モラル、リスクの点もあるといふようなおそれも出てくるわけでございます。ただし魚価修正の問題等も非常に技術的にも困難な点もあるうかと存じますが、魚価修正並びに限度額率の引き上げということにつきましては、共済制度を実施していく、その実施の段階においては、十分御指摘のような点については検討して善処していく、こういう姿勢でいきたいと思ひます。

○角屋小委員 次に損害評価の問題でありますけれども、政府原案を読んではあります。損害評価会あるいは損失あるいは損害の規定に関するような条文が明記されていないわけでありまして、考え方としては、定款の中の必須記載事項にはないけれども、運営の問題としては考えておられるのだという、折衝の過程における見解の表明もありましたけれども、これは漁業災害補償法の公正な運営という面では、支払い団体である共済団体が同時に損害評価までもやるということとは、問題のないときはトラブルも起こらないと思ひますけれども、やはりこの種問題というのは、二重人格で常に行けるわけではない。したがって今後共済の加入がさ

らに拡大される、地域的にも業種的にも非常に複雑になる、そういう中で災害を迎えて、公正な損害評価をやるという場合には、当然必置機関として国、中央並びに県段階に損害評価会を設けて、適正なやり方第三者の意見というものを十分織り込んで、損害評価の万全を期するというのが、私は当然必要なことだと思うのであります。それらの考え方に基づいてやられると政府のほうも考えておられると思いますが、大臣からこういう損害評価の公正、適正化という問題についてどういうお考えか、承りたいと思います。

○赤城国務大臣 適正化をはかる意味において、金を出すほうで算定するのはちょっとおかしいと思います。第三者のような形がいいと思いますが、なお水産庁長官から。

○庄野政府委員 損害評価を適正にやるということ、御指摘のとおりこの共済事業を円滑適正に健全な発達をはかるという意味におきまして、大事なことでございます。損害評価会という制度につきましては、政府原案には明定してございせんが、これは従来お答えいたしましたように、損害評価会の設定につきましては、定款に記載するよう、模範定款例を通過いたします場合にそれに載せて、損害評価会を設置するように指導していく、こういうことにはいたしまして、自己評価並びに客観的な評価というものによる評価の適正化を期したい、こういうふうな考えておるわけでありまして。

○角屋小委員 最後に、時間の関係もありまして、大臣に希望と同時に御意見を承りたいと思っておりますが、

政府案によりますところの共済掛け金の助成あるいは事務費の助成、これは農災と比べてどうかという対比の問題は別にいたしまして、さらにやはり関係漁業者の負担能力というものと十分ならみ合わせて、今後充実をしていかなければならぬ問題であるというふうに考えておるわけでありまして、また調整の機能を果たすべき漁業共済基金というもののについて、当面五億ですべし出すわけでありまして、その五億の出し方として、政府から半額の二億五千万、あとは自治体と漁業団体、こういうふうになっておりますが、今後この資金量が増加する場合には、いまのような考え方の率でいきますと、関係漁業団体の負担というものが、負担の限度を越えてくるという場合があったり得る。私どもとしては当面そういうすべし出すにいたしまして、

も、今後の資金量が増大するに伴いまして、政府の負担部分というものの比率を拡大をとして、漁業団体には相応の負担程度をとして、過剰な負担にならない配慮が必要である、こういうふうにも考えるわけでありまして、これは明年度以降の予算の問題と関連をしまして、いま申しました掛け金あるいは事務費、特に事務費については、研究会としても先行投資の配慮で、事務費については十分充実すべきだという強い意見等も出ておいた経緯もございます。漁業共済基金の今後の出資に対する政府の出資比率というものを、さらに高めていくという重要な問題について、今後善処されるつもりであろうと思っておりますが、お考えを伺っておきたいと思っております。

○赤城国務大臣 掛け金の補助あるいは事務費の補助、これはぜひ逐次充実していくように考えます。あるいは金の五億円に対するいまの負担割合が、政府と半々になっておりますが、こういう点につきましても、団体等の負担が軽くなるような方向において、予算やその他におきましても検討していきたい、こう思っております。

○角屋小委員 時間の関係もありまして、大臣並びに長官に湯山委員からも質問があるようでありますから、質問を譲りたいと思っております。

○長谷川小委員長 湯山君。

○湯山小委員 すでにただいまの角屋委員その他から委員会においての質問、あるいは本小委員会においての詳細な質問でございまして、重複を避けてまして、なるべく角度を変えて幾つかの点についてお尋ねをいたしたいと思います。

最初に、この漁業災害補償法を提案された政府に、これは正直に敬意を表したいと思っております。それはなぜかと申しますと、沿岸漁業等振興法が提案されましたときに、私は沿岸漁業等振興法の中身をなす法律は一体何かということをお尋ねいたしましたところ、長官は漁業共済法という答弁をしております。それはいつからやるかと言いましたところ、来年――昨年の話です。それから、来年度から実施する、こういうことでございまして、私はそれまでの政府の準備に若干不十分な点があると思いましたが、重ねて、はたしてほんとうに来年度からおやりになるかという点を質問いたしましたところ、長官は、それはつきり言われると、それは、そのときは答弁をはっきりなさいませんでした。これは

私はそのときに、従来の役所の通例である言質をとられないための答弁なのか、あるいは長官としての責任を持つた良心的な答弁なのか、これは今度この法律が出てから判断しようというつもりでございましたところが、その答弁のとおり、ともかくも今回この法律が提案された。それであのときの答弁は、長官が良心から発したものであったということをこの際確認をいたしまして、敬意を表する次第でございまして、

ただそうであればあるだけに、私はこの制度が実際には順調に育っていったらいい、こういう気持ちでいっぱいでございます。ところが私を含めて、おそろしく政府内部においても、これはたしかにやれるのだからという心配は、さきの農業災害補償制度と比較して、あるいは現在の漁業の状態から見て、そういう不安は私は水産庁内部にだって皆無ではないと思っております。それから大臣のお気持ちの中にも、それは言ってやめたものの、はたしてこれでうまくいくだろうか。いつてくれればいいという気持ちにはもちろんあるだろうけれども、その中の何%かは、あるいは何割かは、やはりそういう気持ちで長官といえどもおありになるだろうと思っております。そういう気持ちがあるに、これです。そういう自信があるかどうか、その点をお伺いしたいと思っております。やらなければならぬし、やってもらわなければならぬし、けれども、いまだに私は政府案においては、そういう不安が切れない。どうしても切れません。そこではほんとうにこれでいいか、やれるか、その点についてどう

うなんでしょうか。これは大臣、長官、御所から願いたいと思っております。

○赤城国務大臣 この法案を出すまでにつきましては、いろいろ御協力を願ったり、いまおほめいただいた水産庁長官も誠実にいたしたわけでございしますが、成立すればこれは必ずやっつけける。ことに非常な熱意を持って関係団体、関係者等も、この問題につきましては推進してくださっておるわけでございます。私はやっつけける。まだまだ先々のことですから、やっつけけないものはどんどん改めていきます。そして完全にこの法律の目的が達するように私も進めます。

○湯山小委員 長官も御同様だと思っております。そういう一まつ不安があるのは、一番大きいのは、いま小委員長を含めていろいろお話し合いの中にも出ておりましたし、先ほど角屋議員の御質問の中にもございまして、実はこの法律の検討事項というのが、実はこれがさか立ちしているという感じがいたします。つまり災害補償制度であれば、国の再保険をどうするかという問題が、実は検討事項で残っている。ここに私は問題があると思うので、災害補償制度であれば、とにかく国が責任を持って、法律を持ってやるのだ、これが基本になって、その上にいろいろなものがかつていく。つまり家を建てる場合には、ふすまの色をどうするか、ガラスをどうするかというのではなくて、まず家を建てる。それが先でなければならぬのに、この法律では、家を建てるそのことが、実は一番基本になることが検討事項になつてくる。ここに私は非常に大きな不安があるので、先ほど大臣も

角屋議員に対して、非常に大きな被害があった場合、それはまた災害対策として国がどうせ見なければならぬという御答弁でございました。いづれにしても最終責任を国が持つのであれば、国の再保険を検討事項などという、あとからくっつける中に入れるのではなくて、それは家を建てるときに柱に当たり、この柱をしつかり建てて、その上で一体どんな色にするのか、どんなふすまを入れるか、これはあとでいいのですから、この前後の關係、本末の關係が、実は残念ながら政府案においては明確にされていなかった。ここに私は一番大きな不安の原因がある、このように思うわけでございます。これは決して言い過ぎではないと思うのですが、大臣、いかがでしょうか。なおこれについては社会党案の提案者である角屋議員にも、いまの点についてはひとつ御所見を伺いたいと思います。

○庄野政府委員 御指摘の点、まことにこもつともな点もあるかと存じます。私たちといたしましては、国の再保険につながるという点については、いま御審議願っています法案を提出いたしますことにつきまして、ぜひ御検討いたした次第でございます。また漁業共済の研究も設けて、そこでもいろいろ御検討願って答申を得てありますので、まだ試験実施の段階で、なかなかそのデータがそろわない面があつて、やはり今後共済団体を結成いたしまして、その組織づくり、それから事業の伸長、そういう点も十分加味しないと、なかなかそういうところまでいかないということで、現段階におきましては、われわれとして実

施し得る最善の制度の法案だ、こういうふうにならねばならぬと考えております。それは御指摘のように、いろいろと理想図から申しますと、御指摘のような点もあるかと思ひます。こういう点は漸進的に確実にやっていくということが大筋だと思ひますので、先ほど大臣からもお答えがございましたように、大方針で、国の再保険につながるよう最善の努力をいたしたいと考えております。

○湯山小委員 もう一点お尋ねしたいのは、角屋委員の質問と重複しますが、けれども、試験実施中の赤字は、基準をオーバーしたものとかなんとかいうことを事務局は言つておられますが、試験実施は大体そういう性格なのではないか、オーバーするものもあるし、足りないものもある。それでなければ試験実施は役に立たないわけですか。それでこまかいことを言わないで、試験実施中の赤字については、何らかの形で責任を持つていただく。国が全部出すかどうか、そういうことじゃないか。政府が責任を持つていただく。試験実施の性格がそういうことですか、そういうことについては政府で責任を持つていたいただきたいと思ひますが、その御答弁をひとつ。

○赤城国務大臣 決算が近いうちに出方向でいきたいと思ひます。私が大蔵大臣なり総理大臣なら、すぐにここで答弁してしまひますが、いろいろありますから、そういう方向で進みます。○湯山小委員 この制度に対する不安を除くのに一番重要なものは、本来国が責任を持つことが先について、検討事項ではなくて、先行して——検討事項

は、壁はどう、ふすまはどんなにかつこうにするか、これが検討事項であつて、本来の柱である国の再保険は、柱としてきちつと立てるべきであつた。そこにこの法律の不安があるのではないかと。それに付いてどう考えるのか、社会党角屋議員御提案の法律ではそれをどういうふうにお考えになつておるか、これをひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○角屋議員 ただいま湯山委員からお尋ねの漁業災害補償法の中に、政府の保険事業というのを重要な一つの柱にしなればならぬということ、まことに御同意でございます。しかるがゆえにこそ、社会党の案の中でも、民間団体である共済組合の共済事業、共済組合連合会の再共済事業と政府の保険事業、この三本の柱を災害補償の制度の三つの要素にするのだということ、その第二の要素に基いて、政府の保険事業の一章を設け、さらにそれに関連をして、漁獲、養殖、漁具と、具体的にどうあらわれるかということ、を全条的に明らかにしておることは御承知のとおりでありまして、問題は、政府あるいは農林省も、そのこと自身は従来の経過から否定してはいないと思ひますが、ただ今度の法を出すにあつて踏み切れなかつたということ、ありますけれども、この踏み切れなかつたという理由の中に、従来の試験実施の調査資料では、国の保険事業を実施するまでの十分な体制に必ずしもいってないということ、非常に大きなウェイトの理由にしているわけでありまして。私は委員会の質問でも明らかにしておりますように、またきょうの

午前中の國参考人の意見にもありましたように、そういうことをいつまでも言つておつたのでは、実際にいつ国の保険事業に踏み切れるかということ、一つの問題になるわけでありまして、要は国の保険事業を実施するといふ政府の決意、踏み切り方というものが、私は重要なポイントだと思ひます。同時に異常、通常と分ける分け方の問題にもなつて、従来資料で万全とは言えなくても、やはりこれは統計理論に基づいて若干のヴァリアンスはありますけれども、しかし国も過重な負担にならないように、漁業者にも過重な負担にならないようにという形における異常、通常の分け方は、従来の試験実施のデータ並びに統計調査部の資料等で十分できる。そしてそれら問題について、今後の実施過程を通じてフレが出てくれば、これは補正をしていけばいいのであつて、資料が必ずしも十分でないというのを理由に言つておつたのでは、百年河清を待つとは言いませんけれども、いつまでも延びていくということであらうかと思ひます。したがつて私は、今日の時点においても国の保険事業を実施するということは可能であるし、またそういうふうにするべきだということとを基本的に考へておるわけでございます。

○湯山小委員 長官にお尋ねいたします。今回の政府案では、加入者についてチェックできるような制度になつております。しかしながら沿岸漁業の今の状態から見ると、実際に必要沿岸漁業というのは本来零細なものであつて、いろいろむずかしい規格を設けてこれをチェックしていけば、一番救わ

なければならぬ沿岸漁業者が、この対象からはずされるという懸念が多分にあるのではないかと。しかも零細な漁獲をあげているものが、先ほど角屋議員の御指摘のような限度額率によるチェックがまたそれに重なつてくるというところになつてくる、この制度がほんとうに沿岸漁民のためになるかならないかという問題が、これは別な意味で心配になつてくると思ひます。そこで本来ならばなるべくそういうものは、希望するものは全部入れる。むしろ魅力がある制度にして積極的に入つてくる、こういうふうにしていくべきではないか、こう考えるわけですが、それとの関連において、一体どれくらいが加入する、こういうことについての見当をお立てになつておられるか、それと、いま申し上げたことについてどのようにお考えになつておられるか、これは長官から御答弁をいただきたいし、またこのことは、先ほど米角屋議員の御指摘の中にもありましたことでございますから、角屋議員からもそれについては御所見を願ひたいと思ひます。

○庄野政府委員 共済契約の締結に関する制限の問題でございますが、政府原案におきましては、八十一条第一項にこの規定を設けてございます。これはここに書いてございまして、漁業共済あるいは養殖共済、漁具共済、こういうものにつきまして、共済事故の発生する見込みが確実であること、その他当該共済契約の締結によつて漁業共済事業の適正円滑な運営を阻害することとなるおそれがある事由として農林省令で定める事由がある場合は、締結してはならない、こういうこ

角屋議員に対して、非常に大きな被害があつた場合、それはまた災害対策として国がどうせ見なければならぬという御答弁でございました。いづれにしても最終責任を国が持つのであれば、国の再保険を検討事項などという、あとからくっつける中に入れるのではなくて、それは家を建てるときに柱に当たり、この柱をしつかり建てて、その上で一体どんな色にするのか、どんなふすまを入れるか、これはあとでいいのですから、この前後の關係、本末の關係が、実は残念ながら政府案においては明確にされていなかった。ここに私は一番大きな不安の原因がある、このように思うわけでございます。これは決して言い過ぎではないと思うのですが、大臣、いかがでしょうか。なおこれについては社会党案の提案者である角屋議員にも、いまの点についてはひとつ御所見を伺いたいと思います。

○庄野政府委員 御指摘の点、まことにこもつともな点もあるかと存じます。私たちといたしましては、国の再保険につながるという点については、いま御審議願っています法案を提出いたしますことにつきまして、ぜひ御検討いたした次第でございます。また漁業共済の研究も設けて、そこでもいろいろ御検討願って答申を得てありますので、まだ試験実施の段階で、なかなかそのデータがそろわない面があつて、やはり今後共済団体を結成いたしまして、その組織づくり、それから事業の伸長、そういう点も十分加味しないと、なかなかそういうところまでいかないということで、現段階におきましては、われわれとして実

は、壁はどう、ふすまはどんなにかつこうにするか、これが検討事項であつて、本来の柱である国の再保険は、柱としてきちつと立てるべきであつた。そこにこの法律の不安があるのではないかと。それに付いてどう考えるのか、社会党角屋議員御提案の法律ではそれをどういうふうにお考えになつておるか、これをひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○湯山小委員 長官にお尋ねいたします。今回の政府案では、加入者についてチェックできるような制度になつております。しかしながら沿岸漁業の今の状態から見ると、実際に必要沿岸漁業というのは本来零細なものであつて、いろいろむずかしい規格を設けてこれをチェックしていけば、一番救わ

なければならぬ沿岸漁業者が、この対象からはずされるという懸念が多分にあるのではないかと。しかも零細な漁獲をあげているものが、先ほど角屋議員の御指摘のような限度額率によるチェックがまたそれに重なつてくるというところになつてくる、この制度がほんとうに沿岸漁民のためになるかならないかという問題が、これは別な意味で心配になつてくると思ひます。そこで本来ならばなるべくそういうものは、希望するものは全部入れる。むしろ魅力がある制度にして積極的に入つてくる、こういうふうにしていくべきではないか、こう考えるわけですが、それとの関連において、一体どれくらいが加入する、こういうことについての見当をお立てになつておられるか、それと、いま申し上げたことについてどのようにお考えになつておられるか、これは長官から御答弁をいただきたいし、またこのことは、先ほど米角屋議員の御指摘の中にもありましたことでございますから、角屋議員からもそれについては御所見を願ひたいと思ひます。

うことは今後の問題でありますけれども

場合には、逆に魚栖の面においてはこ

まして、井沢、阿良、龍を宛め、なすことになつて、熱風の動向はその中へ入つてく

本となるわすですかう、真に共済限度

は、特に多獲性大衆魚における今日の
政府の立法措置でやつてゐる点はきつ

めて不十分であつて、十分な効果を發揮していない。これらの魚価対策については、社会党では御承知のように独自の法案を提示しているわけでありますが、漁業災害補償法が今後実施される場合においては、今後の重要課題として、魚価の安定をどうするかということについて、政府の現行法律をさらに発展充実させるという方途が、今後この問題と関連をして重要な課題になるといふふうに理解をしておるところでございます。以上で終わります。

○赤路小委員 ちよつと二点だけ質問申し上げます。政府のほうへ二点だけ限つて御質問申し上げます。少し皮肉な質問になるかと思いますが、御答弁をひとつ願いたいと思うのですが、この政府の補償法案の第二条を読んで見ますと、「漁業災害補償の制度は、漁業共済組合が行なう漁業共済事業及び漁業共済組合連合会が行なう漁業再共済事業により、中小漁業者の相互救済の精神を基調として、その漁獲金額の減少又は養殖水産動植物、養殖施設若しくは漁具に係る損害に関して必要な給付を行なう制度とする。」こういうふう

にうたつております。これを私なりに解釈いたしますと、中小漁業者の相互扶助の精神を基調として、損害のあつたときは自分たちで給付を行なう制度、こういうことにはかならずと思ふ。少なくとも漁業災害補償制度という限りにおいては、やはり政府の再保険というものが行なわれなければならぬ。この条文からいえますと、漁業災害補償ではなくして、単なる共済制度にしかすぎぬ、こういうふうにはしか解

○庄野政府委員 漁業災害補償の制度として、第一条にいまお読みになったように記載してございます。われわれの制度は、中小業者の相互扶助の精神に基づきます共済事業を基盤にして、これに対して政府が適正な助成援助を行なう、こういうところでこの制度は補償制度に値する、こういうふう

はてめえたちでやれという、突き放したようなかつこうになると思う。このところを何か裏づけがございましたら、ひとつ簡単に御答弁をお願いいたします。

○庄野政府委員 第四節監督というところ、いま御指摘になりましたような条項があるわけでございます。国といたしまして、この漁業災害補償の制度が、健全にして円滑に運営されるというこのための監督でございます。その補償制度が円滑にいきますように、これは掛け金の補助、あるいは事務費の補助、あるいは加入奨励のための補助、あるいはこの支払いに不足を生じた場合の措置をいたしまして、基金に対します政府の出資、そういった政府は助成をいたしておるわけでございます。なおこれは国が助成するということとあらはなるといふ御質問でございますけれども、必ずしもそうではないので、やはり団体が健全に運営され、そして適正に運営され、また健全に発達するということのためには、水協法等にも同じような規定があるわけでございまして、この点は御承願いたしたいと思います。

○赤路小委員 いま長官から私の質問の二点について、忌憚のない前向きな御答弁を頂まして、けっこうだと思ひます。政府がこの事業を推進するため、監督、指導はもちろんであるが同時に補助、助成も行なつていく。ここで私は御答弁は求めませんが、一言だけ御希望申し上げておきますが、補助といつても多々ございまして、補助らしい補助、助成らしい助成、そうして十分事業が前向きに伸びるように、今後十分なる御処置を願うように希望

を申し上げまして、私の質問を終わります。

○長谷川小委員長 本日はこれにて散会をいたします。

午後四時三十二分散会